（届出事項）

第百条　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十四　略］

十五　金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第八十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該当する場合を除く。）

十六　金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十八号に該当する場合を除く。）

［十六の二・十六の三　略］

十七　第百十七条に規定する子法人等又は第百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十四条の二十三第六項の規定による認可に伴い信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

［十八～三十一　略］

［２・３　略］

４　金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第二十九号に掲げる場合　法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四　［略］

［５～８　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（信用協同組合等の子会社の範囲等）	（信用協同組合等の子会社の範囲等）
第四条　法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第四条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。	４　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業	十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業
［十八～三十一　同上］	［十八～三十一　同上］
［２・３　同上］	［２・３　同上］
４　［同上］	４　［同上］